

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	豊里地区 (第7区 上郷 木俣 野畑 手子生 田倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月30日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。

70才以上に限らず、跡取りが農家を継がないと農地が荒れていくが基本的に後継者がいない。農家の跡取りがいない時代になっているのでそれを期待するのは厳しい。そのため、耕作ができなくなった時に相談できるような体制が必要。人の繋がりがなくなっている所は、農地が荒れている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

第7区の農地については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進める。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。耕作条件が悪くて見込みがない所は、集約化とは分けて考えていくのが将来の在り方だと考える。この地区で新規就農者を増やせるようにもっとアイデアを出して継続していけるようにする。地域おこし協力隊などの制度を活用して地区の農業をやってくれる人を探す。若手を育てる研修は、法人が若手の育成をして新規就農者に繋げていく。その土地にあった作物を作るなど、現地の研修を充実させていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	695.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	695.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い農地や担い手の見込みのない農地については、関係機関と共に協議を進めて、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、地域おこし協力隊等など活用して多様な経営体を募集する。生産する農地の紹介や栽培技術等の支援、新規就農者へ研修制度を充実させ、育成の取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作できなくなった農地を農業協同組合の関連会社（ファーマーズつくば）が活用してきたが、現状では、活用できなくなっている状況である。今後、どうしていくか新たに意見を出し合い遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマ、ハクビシンによる被害があるので、対策を地区内で検討する。
- ②有機への取り組みを行っている現状があるので、更なる取り組みを地区内で検討する。
- ③ドローンによる農薬散布を実施している。また、果樹等で自動制御による散水管理を行っており、更なる取り組みを地区内で検討する。
- ⑨地区内の法人で取り組んでいるので、更なる対策を地区内で検討する。